

第四管区海上保安本部公示第 35 号

水路業務法第 8 条に基づき次のとおり公示する。

令和 7 年 10 月 1 日

第四管区海上保安本部長（公印省略）

1 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 資源開発課長
長谷川 裕也

東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

別図に示すとおり

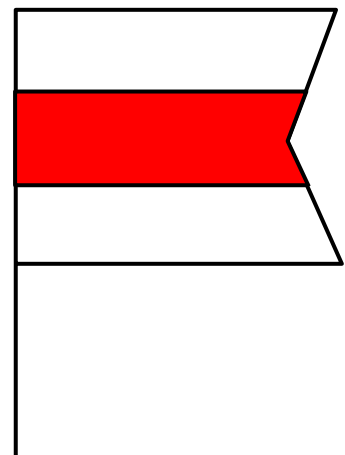
令和 7 年 1 1 月 1 1 日～令和 7 年 1 2 月 1 4 日（うち 2 7 日間）

3 水路測量の実施方法

DGPS による測位、音響測深機による測深

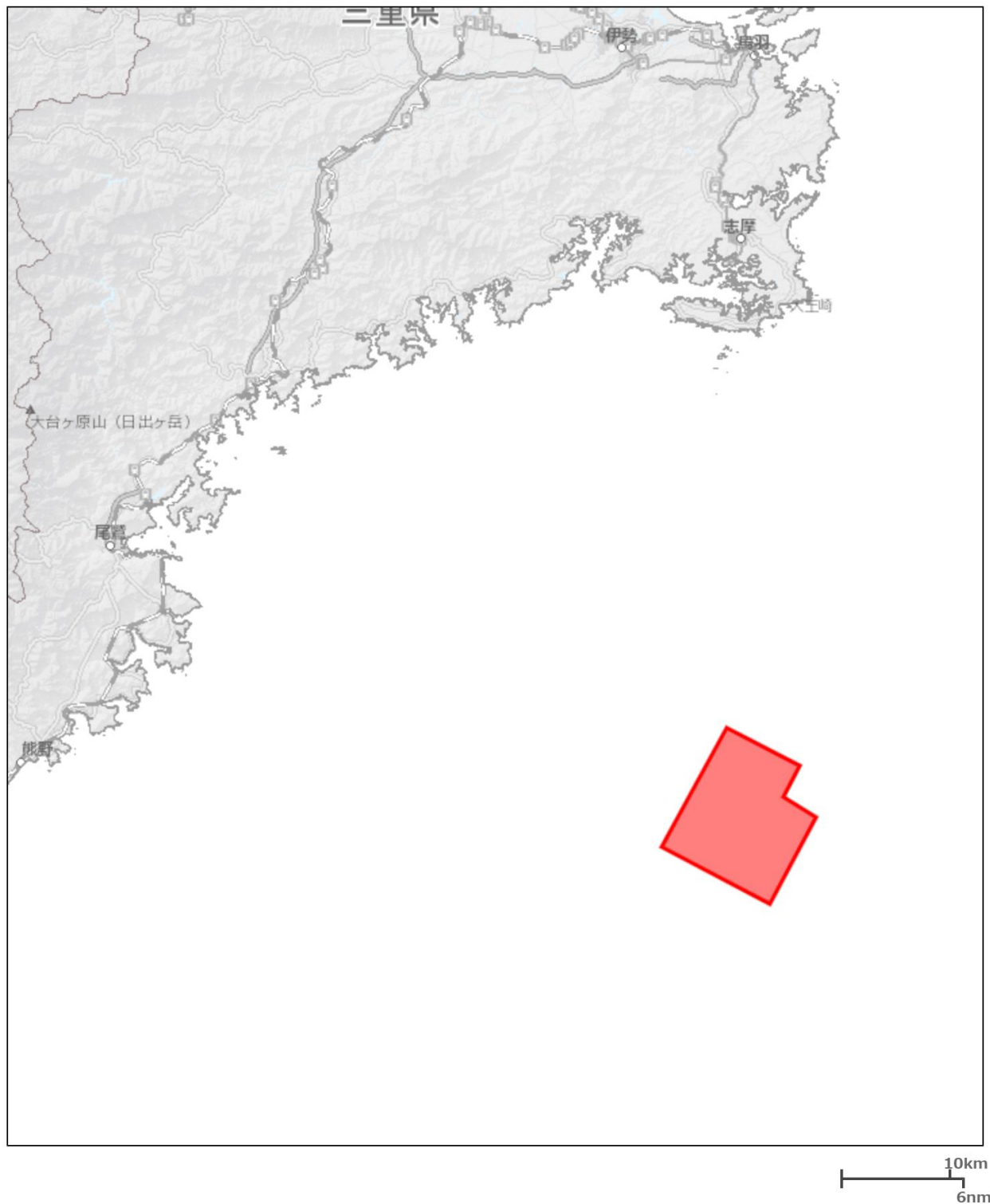
4 その他必要な事項

測量船は、水路業務法第 1 7 条に基づき、
水路業務法施行規則（昭和 2 5 年運輸省
令第 5 5 号）第 6 条に定める標識を揚げ
る。



白
紅
白

別図



調査区域

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図